令和５年３月市議会定例会提出議案

八　　尾　　市

議案第１号

損害賠償に関する和解専決処分承認の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行ったので、同条第３項により市議会の承認を求める。

令和５年３月３日提出

八尾市長　山　本　桂　右

専決第１号

損害賠償に関する和解専決処分の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行うものとする。

令和５年１月17日専決

八尾市長　山　本　桂　右

記

1　和解の相手方

[redacted]

2　和解の要旨

(1)　本市は、本件事故に係る物的損害賠償として、相手方に対し、金598,590円を支払う。

(2)　今後本件事故に関しては、双方共裁判上又は裁判外において一切異議及び請求の申立てをしないことを誓約する。

3　事故の概要

令和４年８月26日午前８時25分頃、八尾市上之島町南一丁目58番地の10先路上において、本市環境事業課職員が作業のため塵芥車を後退させたところ、当該車両の右側後方部が相手方駐車場に設置されているカーポートの屋根及び雨樋等に接触し、当該カーポート等に損害が生じたものである。

議案第２号

損害賠償に関する和解専決処分承認の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行ったので、同条第３項により市議会の承認を求める。

令和５年３月３日提出

八尾市長　山　本　桂　右

専決第２号

損害賠償に関する和解専決処分の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行うものとする。

令和５年１月20日専決

八尾市長　山　本　桂　右

記

１　和解の相手方

[redacted]

２　和解の要旨

(1)　本市は、本件事故に係る人身損害賠償として、相手方甲に対し、金1,176,617円の支払義務のあることを認め、既払いの金312,441円を除き、金864,176円を支払う。

(2)　本市は、本件事故に係る物的損害賠償として、相手方甲に対し金20,000円を、相手方乙に対し金383,000円を支払う。

(3)　今後本件事故に関しては、相手方甲及び相手方乙並びに本市は、裁判上又は裁判外において一切異議及び請求の申立てをしないことを誓約する。

３　事故の概要

令和４年７月22日午前９時20分頃、八尾市北本町一丁目３番５号先路上において、本市健康推進課職員が公用車を停車し運転手側のドアを開けた際に、当該車両の後方を走行していた相手方甲が運転する自転車と接触し、当該自転車がバランスを崩し対向車線に出たところ、相手方乙が運転する自動車と接触し、相手方甲が負傷をするとともに、相手方甲及び相手方乙の車両に損害が生じたものである。

議案第３号

損害賠償に関する和解専決処分承認の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行ったので、同条第３項により市議会の承認を求める。

令和５年３月３日提出

八尾市長　山　本　桂　右

専決第３号

損害賠償に関する和解専決処分の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行うものとする。

令和５年１月20日専決

八尾市長　山　本　桂　右

記

１　和解の相手方

[redacted]

２　和解の要旨

(1)　本市は、本件事故に係る物的損害賠償として、相手方に対し、金1,806,200円を支払う。

(2)　今後本件事故に関しては、双方共裁判上又は裁判外において一切異議及び請求の申立てをしないことを誓約する。

３　事故の概要

令和４年10月13日午前８時44分頃、八尾市竹渕西三丁目190番地内において、本市環境事業課職員が作業のため塵芥車を後退させていた際、当該車両の右側から走行してきた原動機付自転車を避けようとハンドルを切ったところ、塵芥車の左側後方部が相手方敷地内に設置されているチェーンゲートの支柱に接触し、当該支柱等に損害が生じたものである。

議案第４号

市道路線の認定及び廃止に関する件

道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項及び第10条第３項の規定に基づき、次のとおり市道路線を認定し、又は廃止するについて、市議会の議決を求める。

令和５年３月３日提出

八尾市長　山　本　桂　右

理　由

開発行為に伴い本市に帰属したもの、郡川土地区画整理事業により整備されたもの等について、路線を認定し、又は廃止する必要があるので、本案を提出する次第である。

1　認定する路線

路　線　名	起点 終点
八尾第９２３号線	小畑町二丁目地内 小畑町二丁目地内
八尾第９２４号線	南本町七丁目地内 南本町七丁目地内
久宝寺第１３８号線	久宝寺四丁目地内 久宝寺四丁目地内
久宝寺第１３９号線	南久宝寺二丁目地内 南久宝寺二丁目地内
久宝寺第１４０号線	久宝寺一丁目地内 久宝寺一丁目地内
竜華第５２９号線	相生町四丁目地内 相生町四丁目地内
竜華第５３０号線	竹渕西五丁目地内 竹渕西五丁目地内
竜華第５３１号線	安中町九丁目地内 安中町九丁目地内
大正第２４６号線	太田新町七丁目地内 太田新町九丁目地内
大正第５３４号線	太田二丁目地内 太田二丁目地内
山本第６２５号線	東山本新町七丁目地内 東山本新町七丁目地内
山本第６２６号線	上之島町北一丁目地内 上之島町北一丁目地内
南高安第４００号線	恩智北町四丁目地内 恩智北町四丁目地内

路　線　名	起点 終点
南高安第４０１号線	神宮寺二丁目地内 神宮寺二丁目地内
南高安第４０２号線	高安町南四丁目地内 高安町南四丁目地内
高安第１２６号線	郡川一丁目地内 郡川一丁目地内
高安第１２７号線	服部川一丁目地内 服部川一丁目地内
高安第１２８号線	郡川一丁目地内 郡川一丁目地内
高安第１２９号線	郡川一丁目地内 郡川一丁目地内
曙川第４０５号線	八尾木東三丁目地内 八尾木東三丁目地内
曙川第４４５号線	都塚南二丁目地内 都塚南二丁目地内
曙川第４５７号線	恩智南町一丁目地内 恩智南町一丁目地内

2　廃止する路線

路　線　名	起　点 終　点
八尾第１０２３号線	萱振町三丁目地内 萱振町三丁目地内
大正第２４６号線	太田新町七丁目地内 太田新町九丁目地内
大正第４０９６号線	木の本一丁目地内 木の本一丁目地内
曙川第４０５号線	八尾木東三丁目地内 八尾木東三丁目地内
曙川第４４５号線	都塚南二丁目地内 都塚南二丁目地内

議案第５号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件

大阪広域水道企業団の共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、和泉市、柏原市、高石市及び東大阪市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴い大阪広域水道企業団規約（平成22年11月２日大阪府知事許可）の一部を次のように変更することについて、関係市町村と協議するにつき、市議会の議決を求める。

令和５年３月３日提出

八尾市長　山　本　桂　右

理　由

大阪広域水道企業団の共同処理する事務に７市に係る水道事業の経営に関する事務を追加するとともに、これに伴い大阪広域水道企業団規約を変更することに関し、関係市町村と協議するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定に基づき、本案を提出する次第である。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月２日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第２中「藤井寺市」を「岸和田市、八尾市、富田林市、和泉市、柏原市、高石市、藤井寺市、東大阪市」に改める。

附　則

この規約は、令和６年４月１日から施行する。

議案第６号

八尾市手数料条例の一部改正の件

八尾市手数料条例（平成12年八尾市条例第13号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和５年３月３日提出

八尾市長　山　本　桂　右

理　由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第69号）により、建築物分野の省エネ対策の徹底等が図られることに伴い、新たな省エネ施策に係る手数料を定める等につき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第　　号

八尾市手数料条例の一部を改正する条例

八尾市手数料条例（平成12年八尾市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第３条第９項第９号の次に次の１号を加える。

⑼の２　法第52条第６項第３号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請　１件につき27,000円

第３条第９項第16号中「第55条第３項各号」を「第55条第３項又は第４項各号」に改め、同項第18号の次に次の１号を加える。

⒅の２　法第58条第２項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請　１件につき160,000円

第６条の３第１項の表中「

その他のもの	200平方メートル未満のもの	41,400円
	200平方メートル以上のもの	46,000円

」を

「

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	22,400円
		200平方メートル以上のもの	23,900円
	その他のもの	200平方メートル未満のもの	41,400円
		200平方メートル以上のもの	46,000円

」に、

「

その他のもの	300平方メートル未満のもの	81,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	225,600円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	322,400円

を

	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	632,400円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,116,900円
	50,000平方メートル以上のもの	2,050,900円

「

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	39,900円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,300円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,900円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,800円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	554,600円
		50,000平方メートル以上のもの	971,100円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	81,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	225,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	322,400円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	632,400円

に改め、

		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,116,900円
		50,000平方メートル以上のもの	2,050,900円

」

同表備考第５項を同表備考第６項とし、同表備考第４項の次に次の１項を加える。

５　「誘導仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第２号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認することをいう。

第６条の３第２項の表備考第２項中「備考５」を「備考６」に改め、同条第３項の表備考第２項中「備考５」を「備考６」に改め、同条第４項の表備考第２項中「備考５」を「備考６」に改め、同条第６項の表中

「

その他のもの	200平方メートル未満のもの	21,300円
	200平方メートル以上のもの	23,600円

」を

「

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	11,800円
		200平方メートル以上のもの	12,600円
	その他のもの	200平方メートル未満のもの	21,300円
		200平方メートル以上のもの	23,600円

」に、

「

その他のもの	300平方メートル未満のもの	41,100円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,400円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	113,500円
	5,000平方メートル以	161,900円

を

	上10,000平方メートル未満のもの	
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	317,000円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	559,600円
	50,000平方メートル以上のもの	1,027,100円

」

「

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	20,600 円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	34,300 円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	60,600 円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,800 円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,100 円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	278,400 円
		50,000平方メートル以上のもの	487,100 円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	41,100 円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,400 円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	113,500 円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	161,900 円

に改め、

		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	317,000円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	559,600円
		50,000平方メートル以上のもの	1,027,100円

」

同表備考第２項中「備考５」を「備考６」に改め、同条第７項の表備考中「備考３から備考５まで」を「備考３、備考４及び備考６」に改め、同条第８項の表備考中「備考３から備考５まで」を「備考３、備考４及び備考６」に改める。

第６条の４第１項の表備考第２項中「設計一次エネルギー消費量」の次に「（以下この条において「設計一次エネルギー消費量」という。）」を加え、

同条第４項の表中「

その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,100円
	200平方メートル以上のもの	43,700円

」を

「

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	20,100円
		200平方メートル以上のもの	21,600円
	その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,100円
		200平方メートル以上のもの	43,700円

」に、

「

その他のもの	300平方メートル未満のもの	78,700円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	131,200円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	223,400円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	320,100円

を

	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	630,100円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,114,700円
	50,000平方メートル以上のもの	2,048,600円

」

「

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	37,600円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	65,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	117,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	177,800円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	326,500円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	552,300円
		50,000平方メートル以上のもの	968,800円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	78,700円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	131,200円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	223,400円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	320,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	630,100円

に改め、

		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,114,700円
		50,000平方メートル以上のもの	2,048,600円

」

同表備考第１項中「、認定等の申請に係る」の次に「建築物の」を加え、「省令第４条第３項に規定する設計一次エネルギー消費量が同項第２号の数値によるもの」を「誘導設計一次エネルギー消費量（省令第10条第１号ロに規定する誘導設計一次エネルギー消費量をいう。以下この条において同じ。）に共用部分（省令第４条第３項第１号に規定する共用部分をいう。以下この条において同じ。）の誘導設計一次エネルギー消費量を含まないもの又は省令第10条第２号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認するもの」に改め、同表備考第４項を同表備考第５項とし、同表備考第３項の次に次の１項を加える。

４　「誘導仕様基準」とは、省令第10条第２号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認することをいう。

第６条の４第10項の表中「

その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,200円
	200平方メートル以上のもの	22,500円

」を

「

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	10,700円
		200平方メートル以上のもの	11,400円
	その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,200円
		200平方メートル以上のもの	22,500円

」に、「46,800円」を「46,600円」に、「

その他のもの	300平方メートル未満のもの	40,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未	66,200円

	満のもの	
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	112,300円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	160,800円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	315,800円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	558,400円
	50,000平方メートル以上のもの	1,025,900円

を

」

「

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	19,400円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	33,100円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	59,400円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	89,600円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	164,000円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	277,300円
		50,000平方メートル以上のもの	486,000円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	40,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円
		2,000平方メートル以	112,300円

に改め、

		上5,000平方メートル未満のもの	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	160,800円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	315,800円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	558,400円
		50,000平方メートル以上のもの	1,025,900円

」

同表備考第２項中「並びに」を「及び」に、「及び備考３」を「から備考４まで」に改め、同条第13項の表備考第３項中「、認定の申請に係る」の次に「建築物の」を加え、「省令第４条第３項に規定する設計一次エネルギー消費量が同項第２号の数値による」を「当該建築物について住宅の用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量に共用部分の設計一次エネルギー消費量を含まない」に改め、同表備考第６項第２号中「第１条第１項第２号イ(2)(i)」を「第１条第１項第２号イ(2)」に改め、同項第３号を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第３条の改正規定は、令和５年４月１日から施行する。

議案第７号

八尾市子ども・子育て会議条例等の一部改正の件

八尾市子ども・子育て会議条例（平成25年八尾市条例第24号）等の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和５年３月３日提出

八尾市長　山　本　桂　右

理　由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）等の一部改正により、保育所等における児童の安全の確保、虐待等の禁止及び少子化の進行等を踏まえた基準緩和に関する規定が定められたこと等のほか、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和４年法律第76号）の施行に伴い規定を整備するにつき、関係条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第　　号

八尾市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例

（八尾市子ども・子育て会議条例の一部改正）

第１条　八尾市子ども・子育て会議条例（平成25年八尾市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第77条第１項」を「第72条第１項」に改める。

第２条中「第77条第１項各号」を「第72条第１項各号」に改める。

（八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八尾市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第８条の次に次の２条を加える。

（安全計画の策定等）

第８条の２　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第８条の３　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行すると

きは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第11条中「場合は」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

第１４条　削除

第15条第２項中「（居宅訪問型保育事業者を除く。）」及び「（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）」を削り、「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

（八尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条　八尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八尾市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項ただし書中「第19条第１項第３号」を「第19条第３号」に改め、同項第１号中「第19条第１項各号」を「第19条各号」に改め、同項第２号中「第19条第１項第１号」を「第19条第１号」に改め、同項第３号中「第19条第１項第２号」を「第19条第２号」に、「同項第３号」を「同条第３号」に改める。

第６条第２項中「第19条第１項第１号」を「第19条第１号」に改め、同条第３項中「第19条第１項第２号又は第３号」を「第19条第２号又は第３号」

に改める。

第７条第２項中「第19条第１項第２号又は第３号」を「第19条第２号又は第３号」に改める。

第８条中「第19条第１項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第４項第３号ア(ｱ)中「第19条第１項第１号」を「第19条第１号」に改め、同号ア(ｲ)中「第19条第１項第２号」を「第19条第２号」に改め、同号イ(ｱ)中「第19条第１項第１号」を「第19条第１号」に改め、同号イ(ｲ)中「第19条第１項第２号」を「第19条第２号」に改める。

第15条第１項第３号中「第25条」を「第25条第１項」に改める。

第20条第４号中「第19条第１項第１号」を「第19条第１号」に改める。

第26条を次のように改める。

第２６条　削除

第35条第１項中「第19条第１項第１号」を「第19条第１号」に改め、同条第２項中「第19条第１項第１号」を「第19条第１号」に、「第19条第１項第２号」を「第19条第２号」に改め、同条第３項中「第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに」を「第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに」に、「第19条第１項第１号又は第２号」を「第19条第１号又は第２号」に、「第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもの」を「第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもの」に、「第19条第１項第２号」を「第19条第２号」に改める。

第36条第１項中「第19条第１項第２号」を「第19条第２号」に改め、同条第２項中「第19条第１項第２号」を「第19条第２号」に、「第19条第１項第１号」を「第19条第１号」に改め、同条第３項中「に係る法第19条第１項第１号」を「に係る法第19条第１号」に、「第19条第１項第２号」を「第19条第２号」に、「「法第19条第１項第１号」を「「法第19条第１号」に、「第19条第１項第１号又は第２号」を「第19条第１号又は第２号」に改める。

第37条第２項及び第39条第２項中「第19条第１項第３号」を「第19条第３号」に改める。

第50条中「第33条まで」の次に「（第26条を除く。）」を加える。

第51条第１項中「第19条第１項第１号」を「第19条第１号」に改め、同条

第２項中「第19条第１項第１号」を「第19条第１号」に、「第19条第１項第２号」を「第19条第２号」に改め、同条第３項中「第33条まで」の次に「（第26条を除く。）」を加え、「第19条第１項第３号」を「第19条第３号」に、「に係る法第19条第１項第１号」を「に係る法第19条第１号」に、「第19条第１項第１号又は第３号」を「第19条第１号又は第３号」に、「第19条第１項第２号」を「第19条第２号」に、「となる法第19条第１項第１号」を「となる法第19条第１号」に改める。

第52条第１項中「第19条第１項第２号」を「第19条第２号」に改め、同条第２項中「第19条第１項第２号」を「第19条第２号」に、「第19条第１項第３号」を「第19条第３号」に、「第19条第１項第１号」を「第19条第１号」に改め、同条第３項中「第19条第１項第２号」を「第19条第２号」に改める。

（八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第４条　八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年八尾市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第10条ただし書を削り、同条に次の１項を加える。

２　前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第14条ただし書を削り、同条に次の１項を加える。

２　前項の規定は乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第24条の次に次の１条を加える。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第２４条の２　幼保連携型認定こども園は、園児の通園、園外における学習のための移動その他の園児の移動のために自動車を運行するときは、園児の乗車及び降車の際に、点呼その他の園児の所在を確実に把握することができる方法により、園児の所在を確認しなければならない。

2　幼保連携型認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（園児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第28条を次のように改める。

（業務継続計画の策定等）

第２８条　幼保連携型認定こども園は、感染症や非常災害の発生時において、園児の教育及び保育（満３歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3　幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

附則第９項を附則第11項とし、附則第６項から附則第８項までを２項ずつ繰り下げ、附則第５項中「前２項の規定」を「前４項の規定」に、「又は市長」を「、市長」に、「と認める者をもって」を「と認める者又は看護師等をもって」に、「並びに市長」を「、市長」に、「と認める者の総数」を「と認める者並びに看護師等の総数」に改め、同項を附則第７項とし、附則第４項の次に次の２項を加える。

5　第９条第３項の表備考１に規定する者については、当分の間、１人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満１歳未満の園児の数が４人未満である幼保連携型認定こども園

については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第９条第３項の表備考１に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

６　前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

（八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第５条　八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年八尾市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の１条を加える。

（虐待等の禁止）

第１６条の２　認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第23条の次に次の１条を加える。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第２３条の２　認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

２　認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの降車の際に限る。）を行わなければならない。

附則第６項の表に次のように加える。

附則第	第６条第１項の規定	看護師等

６項	により置かなければならない保育士の資格を有する者	

附則第６項を附則第７項とし、附則第５項の次に次の１項を加える。

６　第６条第１項により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、１人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満１歳未満の子どもの数が４人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（八尾市立認定こども園条例の一部改正）

第６条　八尾市立認定こども園条例（平成30年八尾市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「第19条第１項第２号又は第３号」を「第19条第２号又は第３号」に改める。

（八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第７条　八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年八尾市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第７条の次に次の２条を加える。

（安全計画の策定等）

第７条の２　児童福祉施設（助産施設を除く。以下この条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い

必要な措置を講じなければならない。

2　児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3　保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4　児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第７条の３　児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2　保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条ただし書を削り、同条に次の１項を加える。

2　前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第13条を次のように改める。

（業務継続計画の策定等）

第１３条　児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」と

いう。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3　児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第２項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

第27条第１項第４号ア中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業（社会福祉法第２条第１項に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。）」を「相談援助業務」に改める。

（八尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第８条　八尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八尾市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第７条の次に次の２条を加える。

（安全計画の策定等）

第７条の２　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との

連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4　放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第７条の３　放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第13条の次に次の１条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第１３条の２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3　放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第２項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第２条中八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条の改正規定、第３条中八尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準を定める条例第26条の改正規定、第５条中八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第16条の２の改正規定及び第７条中八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第27条の改正規定は、公布の日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

２　この条例の施行の日から令和６年３月31日までの間、第７条の規定による改正後の八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第７条の２及び第８条の規定による改正後の八尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第７条の２の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

３　第２条の規定による改正後の八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第８条の３第２項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和６年３月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

４　第４条の規定による改正後の八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第24条の２第２項の規定の適用については、幼保連携型認定こども園において通園を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和６年３月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことがで

きる。この場合において、通園を目的とした自動車を日常的に運行する幼保連携型認定こども園は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて園児の所在の確認を行わなければならない。

5　第５条の規定による改正後の八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第23条の２第２項の規定の適用については、認定こども園において通園を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和６年３月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、通園を目的とした自動車を日常的に運行する認定こども園は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

6　第７条の規定による改正後の八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第７条の３第２項の規定の適用については、保育所において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和６年３月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

議案第８号

八尾市国民健康保険条例の一部改正の件

八尾市国民健康保険条例（昭和40年八尾市条例第８号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和５年３月３日提出

八尾市長　山　本　桂　右

理　由

出産育児一時金について、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）の一部改正に伴い、国民健康保険において同様の取扱いとするほか、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正に伴い保険料の軽減判定所得を引き上げるにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第　　号

八尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八尾市国民健康保険条例（昭和40年八尾市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第16条第１項第２号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第３号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

第26条の２第２項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第３項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第４条第１項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

３　改正後の第16条第１項の規定は、令和５年度以後の年度分の保険料について適用し、令和４年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第９号

八尾市旅館業法施行条例の一部改正の件

八尾市旅館業法施行条例（平成29年八尾市条例第60号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和５年３月３日提出

八尾市長　山　本　桂　右

理　由

博物館法（昭和26年法律第285号）の一部改正により、条例において引用する同法の規定に移動が生じたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第　　号

八尾市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

八尾市旅館業法施行条例（平成29年八尾市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第２号中「第29条の規定により指定された博物館に相当する施設」を「第31条第２項に規定する指定施設」に改める。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

議案第10号

八尾市都市公園条例の一部改正の件

八尾市都市公園条例（昭和43年八尾市条例第18号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和５年３月３日提出

八尾市長　山　本　桂　右

理　由

郡川土地区画整理事業により本市に帰属した公園及び複数年にわたる土地使用貸借契約の締結により長期間公園としての使用が可能となった児童遊園を、都市公園として追加する等につき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第　　号

八尾市都市公園条例の一部を改正する条例

八尾市都市公園条例（昭和43年八尾市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第１幸町五丁目第１公園の項及び幸町五丁目第２公園の項を削り、同表に次のように加える。

郡川西塚公園	八尾市郡川一丁目地内
服部川八丁目公園	八尾市服部川八丁目地内

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（八尾市児童遊園及びちびつこ広場の設置に関する条例の一部改正）

２　八尾市児童遊園及びちびつこ広場の設置に関する条例（昭和62年八尾市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表児童遊園の部服部川八丁目児童遊園の項を削る。

議案第11号

野口美文若者がはばたく奨学基金条例制定の件

野口美文若者がはばたく奨学基金条例を次のとおり制定するにつき、市議会の議決を求める。

令和５年３月３日提出

八尾市長　山　本　桂　右

理　由

野口美文氏からの２億円の寄附をもとに、意欲と能力のある若者が経済的理由により大学等の進学を断念することなく、その若者の未来を応援するにつき奨学金を支給するため、野口美文若者がはばたく奨学基金を設置するにつき、条例を制定する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第　　号

野口美文若者がはばたく奨学基金条例

（設置）

第１条　野口美文氏の２億円の寄附をもとに、意欲と能力のある若者が経済的理由により大学等への進学を断念することなく、その若者の未来を応援するにつき奨学金を支給するため、野口美文若者がはばたく奨学基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

⑴　一般会計歳入歳出予算に定める額

⑵　基金への積立てを指定した寄附金の額

⑶　基金の運用から生ずる収益。ただし、第４条第２項の規定により基金として積み立てる場合に限る。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第１条に定める目的のための経費に充てるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、同項の収益を基金として積み立てることができる。

（繰替運用）

第５条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　基金は、第１条に定める目的のための経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長

が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

令和４年度八尾市一般会計第15号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第１項の規定に基づき、令和４年度八尾市一般会計第15号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和５年３月３日提出

八尾市長　山　本　桂　右

議案第13号

令和４年度八尾市後期高齢者医療事業特別会計第２号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第１項の規定に基づき、令和４年度八尾市後期高齢者医療事業特別会計第２号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和５年３月３日提出

八尾市長　山　本　桂　右

議案第14号

令和４年度八尾市土地取得事業特別会計第２号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第１項の規定に基づき、令和４年度八尾市土地取得事業特別会計第２号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和５年３月３日提出

八尾市長　山　本　桂　右

議案第15号

令和４年度八尾市病院事業会計第１号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第１項の規定に基づき、令和４年度八尾市病院事業会計第１号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和５年３月３日提出

八尾市長　山　本　桂　右

議案第16号

令和４年度八尾市水道事業会計第１号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第１項の規定に基づき、令和４年度八尾市水道事業会計第１号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和５年３月３日提出

八尾市長　山　本　桂　右

議案第17号

令和４年度八尾市公共下水道事業会計第１号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第１項の規定に基づき、令和４年度八尾市公共下水道事業会計第１号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和５年３月３日提出

八尾市長　山　本　桂　右

議案第18号

令和５年度八尾市一般会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和５年度八尾市一般会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和５年３月３日提出

八尾市長　山　本　桂　右

議案第19号

令和５年度八尾市国民健康保険事業特別会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和５年度八尾市国民健康保険事業特別会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和５年３月３日提出

八尾市長　山　本　桂　右

議案第20号

令和５年度八尾市財産区特別会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和５年度八尾市財産区特別会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和５年３月３日提出

八尾市長　山　本　桂　右

議案第21号

令和５年度八尾市介護保険事業特別会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和５年度八尾市介護保険事業特別会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和５年３月３日提出

八尾市長　山　本　桂　右

議案第22号

令和５年度八尾市後期高齢者医療事業特別会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和５年度八尾市後期高齢者医療事業特別会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和５年３月３日提出

八尾市長　山　本　桂　右

議案第23号

令和５年度八尾市土地取得事業特別会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和５年度八尾市土地取得事業特別会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和５年３月３日提出

八尾市長　山　本　桂　右

議案第24号

令和５年度八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和５年度八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和５年３月３日提出

八尾市長　山　本　桂　右

議案第25号

令和５年度八尾市病院事業会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和５年度八尾市病院事業会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和５年３月３日提出

八尾市長　山　本　桂　右

議案第26号

令和５年度八尾市水道事業会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和５年度八尾市水道事業会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和５年３月３日提出

八尾市長　山　本　桂　右

議案第27号

令和５年度八尾市公共下水道事業会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和５年度八尾市公共下水道事業会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和５年３月３日提出

八尾市長　山　本　桂　右

議案第28号

令和５年度八尾市一般会計第１号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第１項の規定に基づき、令和５年度八尾市一般会計第１号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和５年３月３日提出

八尾市長　山　本　桂　右

議案第29号

市営西郡住宅14～18号館建替事業に係る事業契約締結の件

市営西郡住宅14～18号館建替事業に係る事業契約を締結するについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和５年３月３日提出

八尾市長　山　本　桂　右

記

1　契約の目的　　市営西郡住宅14～18号館建替事業

2　契約の種類　　事業契約

3　契約の方法　　総合評価一般競争入札

4　契約金額　　3,214,069,872円

5　契約の相手方

代表企業

大阪市中央区博労町四丁目２番15号

中川企画建設株式会社

代表取締役　中川　廣次

構成企業

吹田市高野台一丁目６番８号

株式会社ジャス

代表取締役　加藤　精一

大阪市中央区久太郎町一丁目６番26号

株式会社Ｌ．Ｂ．Ｃ総合事務所

代表取締役　兵後　直樹

6　事業場所　　八尾市幸町四丁目及び五丁目地内

7　仮契約年月日　　令和５年１月19日

令和５年３月市議会定例会提出議案
令和５年２月発行（Ｒ４－188）
八尾市総務部政策法務課